

## 平成 19 年新潟県中越沖地震等で被災された方の授業料免除について

このたびの震災等に遭われた世帯の方々につきましては、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震及び7月上旬に発生した台風、大雨で被災された方の授業料免除については以下のとおり実施しますので、お知らせします。

申請書交付場所 及び提出先	学生部学務課学生支援第一係
対象授業料	平成 19 年度後期分授業料
申請期間	平成 19 年 9 月 14 日（金）まで
判定結果通知の時期	平成 19 年 12 月中旬
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 授業料免除申請書</li><li>・ 家族，本人の収入が分かる書類（確定申告の控え写，源泉徴収票の写等</li><li>・ 市町村発行の罹災証明書</li><li>・ その他</li></ul> 必要書類の詳細については，学生部学務課学生支援第一係で交付する「平成 19 年度授業料免除申請書類」でご確認ください。
留意事項	免除判定にあたっては，通常，家計状況の他，学業成績も審査対象になりますが，今回の場合，学業成績は審査対象にはしません。

### 連絡先

学生部学務課学生支援第一係（事務局棟 2 階）

電話：076-264-5164      e-mail: stsien1@ad.kanazawa-u.ac.jp